



改正建築物省エネ法に基づく 藤沢市建築物再生可能エネルギー 利用促進計画の説明会



藤沢市 計画建築部 建築指導課

1.(導入)藤沢市の温暖化対策の現状と課題

今回の導入として、藤沢市の温暖化対策の現状と課題をご説明いたします。

2.藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定の背景と目的

建築物省エネ法の改正に伴う本計画策定の背景と目的についてご説明いたします。

3.建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

建築物省エネ法の改正により、創設された本制度の概要についてご説明いたします。

4.藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画で定める事項

藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画で定める事項についてご説明いたします。

5.建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度についてご説明いたします。

6.補助金とリサイクル

補助金とリサイクルについてご説明いたします。

7.リーフレット等の説明

リーフレット等についてご説明いたします。

1.(導入)藤沢市の温暖化対策の現状と課題

I.(導入)藤沢市の温暖化対策の現状と課題

2050年ゼロカーボン(カーボンニュートラル)に向けた温暖化対策・・・世界的な動向

▶2023年、アントニオ・グテーレス国連事務総長発言

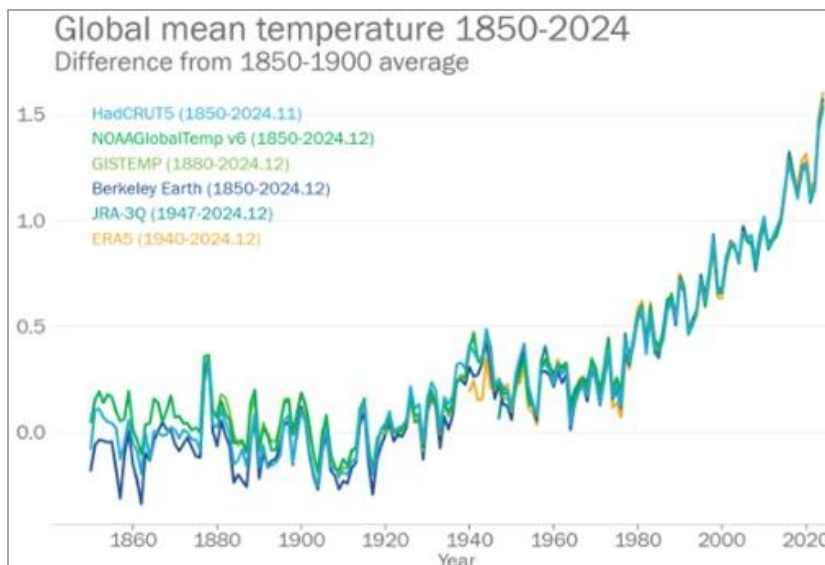
The era of global warming has ended; the era of global boiling has arrived.

地球温暖化の時代は終わり**地球沸騰**の時代が訪れた



【出典】国連
(<https://www.un.org/sg/en/content/sg/speeches/2023-07-27/secretary-generals-opening-remarks-press-conference-climate>)

▶2024年の世界平均気温は、1850年の気象観測開始以来**もっとも暑い1年**でした【産業革命前より1.55℃上昇】



<参考>2024年藤沢市の気温(辻堂観測)

真夏日(30℃以上) **74日**

猛暑日(35℃以上) **4日**

最高気温は37.0℃(8月15日)

【出典】WMO confirms 2024 as warmest year on record at about 1.55℃ above pre-industrial level

I.(導入)藤沢市の温暖化対策の現状と課題

2050年ゼロカーボン(カーボンニュートラル)に向けた温暖化対策・・・藤沢市の目標と現状

▶藤沢市は、2021年2月「藤沢市気候非常事態宣言」を表明

「藤沢市気候非常事態宣言」

- ▶脱炭素社会の実現に向け、
2050年までに**CO₂排出実質ゼロ**を目指します。
- ▶気象災害から市民の安全な暮らしを守るため、
風水害対策を強化します。
- ▶気候変動の危機的状況を市民、事業者、行政など
あらゆる主体が広く情報共有し、
協働して気候変動対策に取り組みます。



▶2022年3月に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を改定し、
以下の温室効果ガス排出量削減目標を掲げ取組を推進

- 1) 2030年度で46%削減(2013年度比)
- 2) 2050年で排出量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)

市内全域の削減目標

藤沢市地球温暖化対策実行計画



- 2011年(平成23年)3月に策定
- 2022年(令和4年)3月に改定

2030(R12)年度における温室効果ガス排出量を
2013(H25)年度比で**46%削減**目標

温室効果ガス排出量 (単位:千t-CO₂)

	2013 H25 基準年度	2019 R1	2020 R2	2021速報値 R3	2021-2020 対前年
排出量合計	2,783	2,375	2,285	2,311	27
削減率	—	14.7%	17.9%	17.0%	△0.9ポイント

小数点の影響で合計値は一致しません

最新2021(R3)年速報値 **△17.0%**

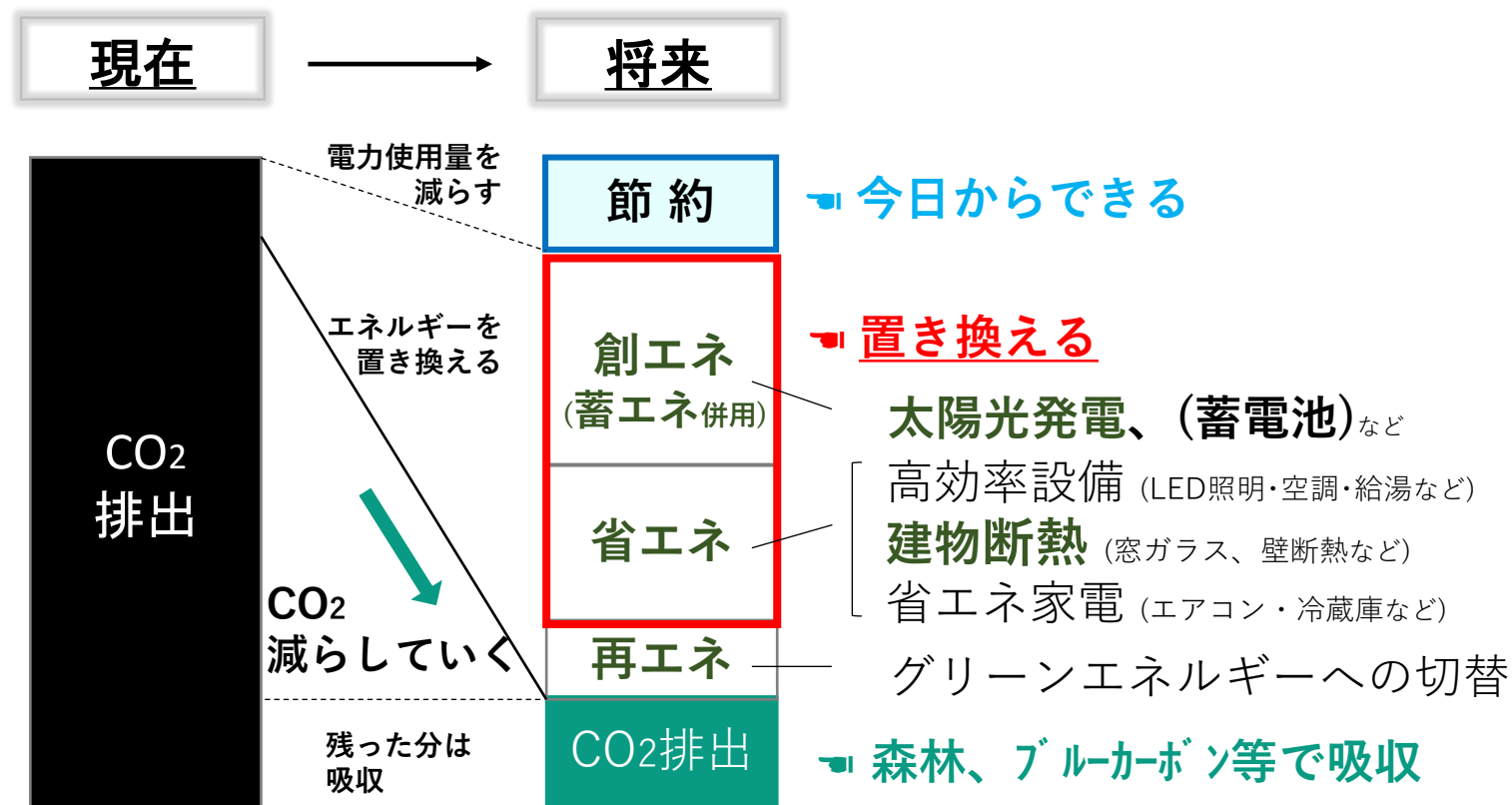
※環境省マニュアルを基に都道府県別エネルギー消費統計などを
市町村按分して算定するため2021年が最新値となります。

1.(導入)藤沢市の温暖化対策の現状と課題

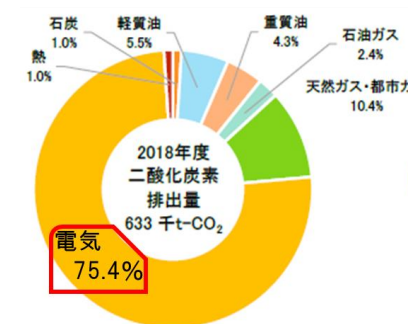
2050年ゼロカーボン(カーボンニュートラル)に向けた温暖化対策・・・藤沢市の考え方

▶藤沢市、エネルギー別二酸化炭素排出割合の約7割が電気由来(業務その他部門・家庭部門)

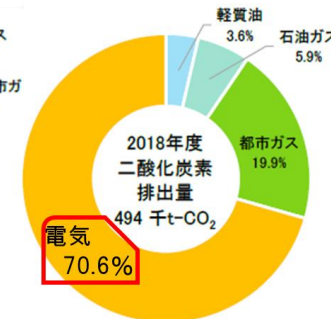
電気の使用量を減らす → 二酸化炭素排出が減少



◆業務その他部門



◆家庭部門



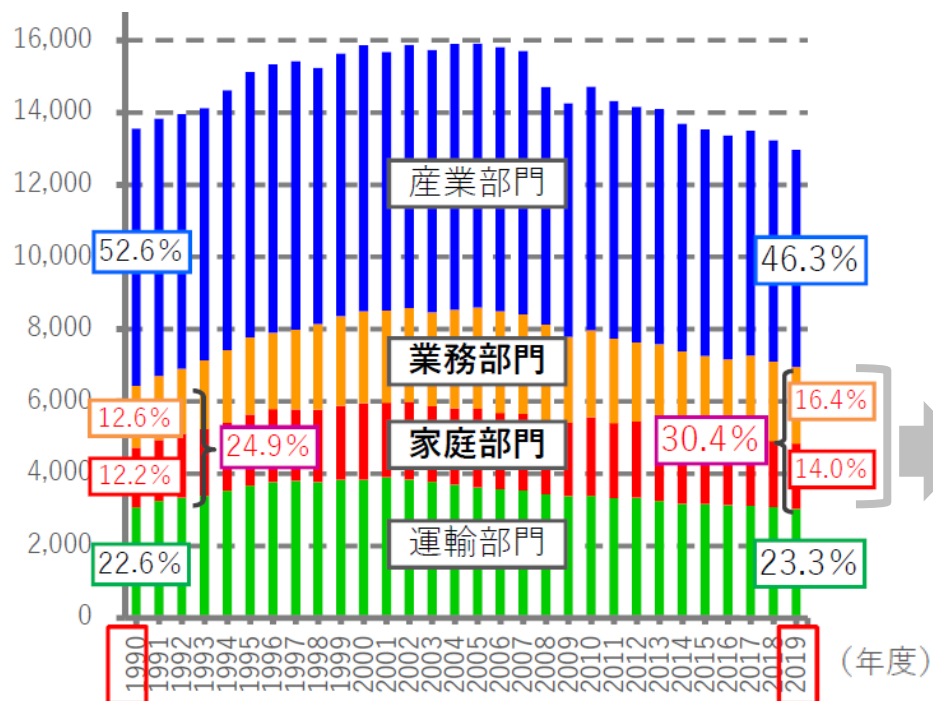
藤沢市における
再生可能エネルギー導入目標
(実績)
2022年度累計… 53,127kw
(目標)
2030年度累計
… **115,254kw**

※出典:ふじさわ環境白書2023

2. 藤沢市建築物再生可能エネルギー 利用促進計画策定の背景と目的

2. 藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定の背景と目的

再生可能エネルギーの利用促進に向けた国土交通省（建築行政）の動き…改正建築物省エネ法の背景



国内エネルギー消費量の推移

建築物
分野
30.4%

国内の最終エネルギー消費量の約3割を占める建築物分野においても、国の方針である2050年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネ対策のみならず、建築物への再生可能エネルギーの利用拡大が求められています。

資源エネルギー庁で策定されたエネルギー基本計画等でも、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」とされています。

国土交通省（建築行政）

建築物に係る再生可能エネルギーのより一層の利用を促進する取組が必要と判断

2. 藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定の背景と目的

再生可能エネルギーの利用促進に向けた国土交通省（建築行政）の動き…改正建築物省エネ法をふまえ

「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」

太陽光発電設備などの効率性は、地域の気候条件や建築物の立地条件に大きく影響されます。

そこで、国は市町村がそれぞれの実情に応じて、市街地環境への配慮を図りながら、建築物への再生可能エネルギー利用設備（以下、「**再エネ設備**」という。）の導入に関する取組を自主的に進められるように、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（令和4年6月公布）（以下、「改正建築物省エネ法」という。）により、「**建築物再生可能エネルギー利用促進区域**（以下、「**促進区域**」という。）」**制度を創設**し、令和6年度より施行しています。

本促進区域制度に基づき、市町村は**建築物再生可能エネルギー利用促進計画**（以下、「**促進計画**」という。）を策定することで、

促進区域内で適用される措置	市町村の努力義務（建築主への支援）
	建築主の努力義務（再エネ設備の設置）
	再エネ設備に係る建築士による説明義務
	建築基準法の特例許可

など、住民の再エネ設備に対する意識向上や設置促進につながる措置を講ずることが可能となります。

これらをふまえ、藤沢市では、令和7年4月の運用開始を目指し、主に**太陽光発電設備を対象にした促進計画を策定**しました。今回は、**本計画について説明**させていただくものです。

3.建築物再生可能エネルギー 利用促進区域制度の概要

3.建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

制度の概要

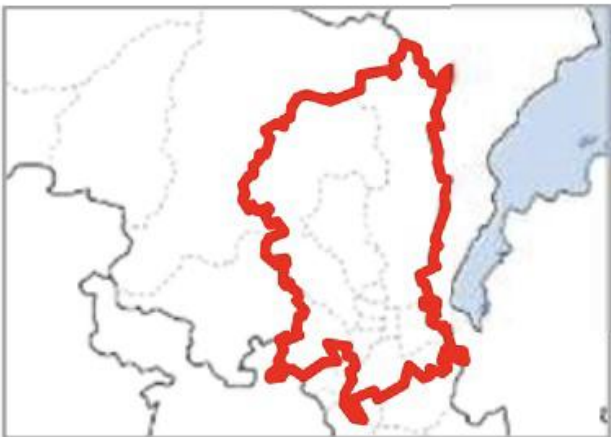
<促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）（4月1日改正後：法第60条第2項）>

法第67条の2第2項（4月1日改正後：法第60条第2項）において、市町村は、促進計画に以下の事項を定めることとされています。

- ①**促進区域**の位置及び区域
- ②促進区域内の建築物に設置を促進する**再エネ設備の種類**
- ③促進区域内に**適用される措置**

<①促進区域の位置及び区域>

市町村は、建築物への再エネ設備設置の促進を図る必要があると認められる区域について、住民の意見等も踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定できます。



行政区域全体を設定

または



一定の街区等を設定

3.建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

制度の概要

<②促進区域内の建築物に設置を促進する再エネ設備の種類>

■再エネ設備の種類

本制度が対象とする再エネ設備は、法第67条の2第1項（4月1日改正後：法第60条第1項）において、国土交通省令で定めるものとされています。

次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光
	風力
	水力
	地熱
	バイオマス
次に掲げる再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	地熱
	太陽熱
	雪又は氷その他の自然界に存する熱 （大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）
	バイオマス

省令に定める再エネ設備一覧

太陽光発電



まち全体で省CO₂化

太陽熱利用



屋内プールで活用

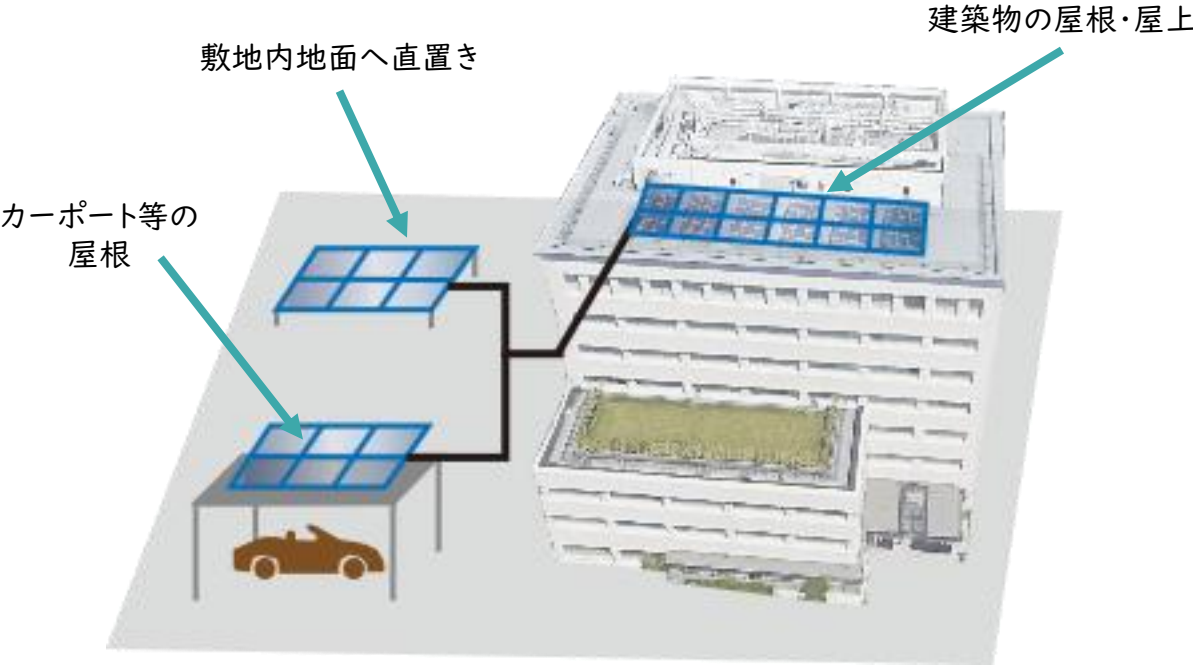
バイオマス発電



木質ペレットを
活用した足湯施設

再エネ設備の設置場所

本制度では、建築物に設置する再エネ設備を対象とします。「建築物に設置する」の考え方としては、建築物に構造上設置されているもののほか、建築物の敷地内に設置され、設備系統が建築物と接続されているものを含みます。



本制度の対象となる再エネ設備の設置イメージ図
（例：太陽光発電設備）

※出典：「促進計画の作成ガイドライン（第1版）」を加工、国土交通省、令和5年9月より

3.建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

制度の概要

<③促進区域内に適用される措置>

■建築主及び市町村の努力義務

- ・建築主は促進計画をふまえ、新築や改修工事を行う際に再エネ設備の導入に努めていただくことになります。(努力義務)

※設置義務ではありません。

市町村は、建築主等に対し、情報提供や助言その他の必要な支援に努めることとなります。

■建築士の義務

建築士が、市町村の条例で定める用途・規模の建築物の設計委託を受けた場合、建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明する義務が課せられます。

期待される効果

建築士から説明を受けることによる建築主の行動変容が期待されます。

(例：元々、再エネ設備を設置する予定はなかったが、建築士からの説明を受けたことにより設置することとなった。等)

■形態制限の特例許可

促進計画に定める特例適用要件※に適合して再エネ設備を設置する場合に、建築基準法の形態制限(容積率、建蔽率、高さの限度)について、特定行政庁の許可を受けることにより、特例的にその制限を超えることができます。

※再エネ設備を設置する際の周囲の市街地環境への影響を軽減するための許可要件

期待される効果

建築基準法の形態規制の制限によって再エネ設備の設置を断念していたものなどについて、特例適用要件に適合する計画とすることで、再エネ設備の設置が可能となります。

4. 藤沢市建築物再生可能エネルギー 利用促進計画で定める事項

4. 藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画で定める事項

藤沢市の促進計画に定める事項

計画で定める事項	記載する事項
① 促進区域 の位置及び区域	市全域 （江の島特別景観形成地区を除く）
② 再エネ設備の種類	太陽光発電設備
③促進区域内に 適用される措置 ～形態規制の許可を受けるための 特例適用要件 ～	太陽光発電設備の設置により、形態規制（容積率、建蔽率、高さの限度）を超える場合に適用される 周囲の市街地環境への影響を軽減するための許可要件

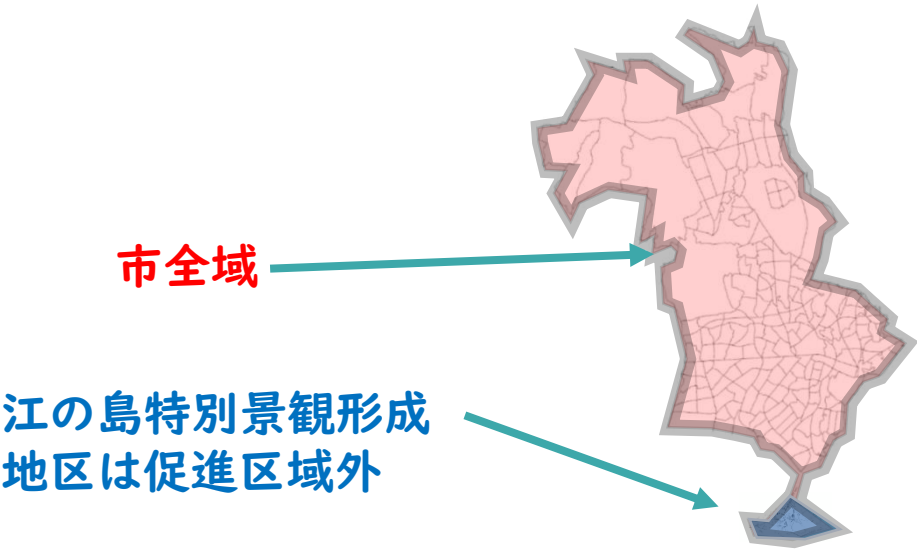
4. 藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画で定める事項

① 促進区域の位置及び区域 / ② 再エネ設備の種類

< 促進区域の位置及び区域 >

促進区域の位置及び区域は、原則として「市全域」とします。
「江の島特別景観形成地区」については、屋根の色彩等、見下ろしたときの景観に配慮が必要な地区で、太陽光パネルを建築物の屋根等に設置すると、景観に影響を及ぼす恐れがあるため、**促進区域から除きます。**

計画で定める事項	記載する事項
促進区域の位置及び区域	市全域 (江の島特別景観形成地区を除く)



< 再エネ設備の種類 >

平地が多く、日照に恵まれ、積雪が少ないという藤沢市の地域特性から、「太陽光」の再生可能エネルギー導入ポテンシャルが高く、設置に関する補助制度もあることから、設置を促進する再エネ設備は「**太陽光発電設備**」とします。

計画で定める事項	記載する事項
再エネ設備の種類	太陽光発電設備



※ 出典：太陽光導入ポテンシャル (再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS (リーポス)]) より

4. 藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画で定める事項

③ 促進区域内に適用される措置 ～形態規制の許可を受けるための特例適用要件～

<特例適用要件>

藤沢市では、建築基準法の制限を超えて太陽光発電設備を設置する場合に、各形態規制の許可（容積率、建蔽率、高さの限度）の観点から周囲の市街地環境への影響が軽減されるような要件として、以下の事項に関して「**特例適用要件**」を定めます。
 詳細な数値基準等を定めた「許可基準」も4月より運用開始いたします。

内容	配慮すべき市街地環境	特例適用要件
太陽光発電設備の架台下の用途	—	○ 屋内的用途に供さないものや、主に建築物の利用者が使用する付属駐車場とする等、建築物の集客力の向上に寄与しないものとし、周辺の交通負荷を増大させないものとする
容積率 (建築基準法第52条第14項第3号)	交通上支障がない 安全上（通行・避難・消火）支障がない 防火上（延焼防止）支障がない 衛生上（通風・採光・日照等）支障がない	○ 屋根、屋上に設置する場合は、過度な面積としないこと ○ 地上に設置する場合は、一定の空地は確保するものであること ○ 地上に設置する場合は、敷地境界線と一定の距離を有すること ○ 地上に設置する場合は、高い開放性を有する構造であること ○ 太陽光発電設備の設置により日影を増大させないこと
建蔽率 (建築基準法第53条第5項第4号)	安全上（通行・避難・消火）支障がない 防火上（延焼防止）支障がない 衛生上（通風・採光・日照等）支障がない	○ 地上に設置する場合は、一定の空地は確保するものであること ○ 地上に設置する場合は、敷地境界線と一定の距離を有すること ○ 地上に設置する場合は、高い開放性を有する構造であること ○ 太陽光発電設備の設置により日影を増大させないこと
高さの限度 (建築基準法第55条第1項第5号)	低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない	○ 太陽光発電設備の設置により日影を増大させないこと

5.建築士の説明義務制度

5.建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度

<建築士の説明義務制度>

建築主に対し、設計を委託された建築士が、設置可能な太陽光発電設備について書面で説明する義務制度が始まります。
 建築物の設計委託契約上の設計開始日が令和7年4月1日以降の計画が、本制度の対象です。
 ※建築主が説明不要の意思表示を行った場合は省略されます。
 ※藤沢市では太陽光発電設備の設置は努力義務です。

建築士の説明義務制度の内容

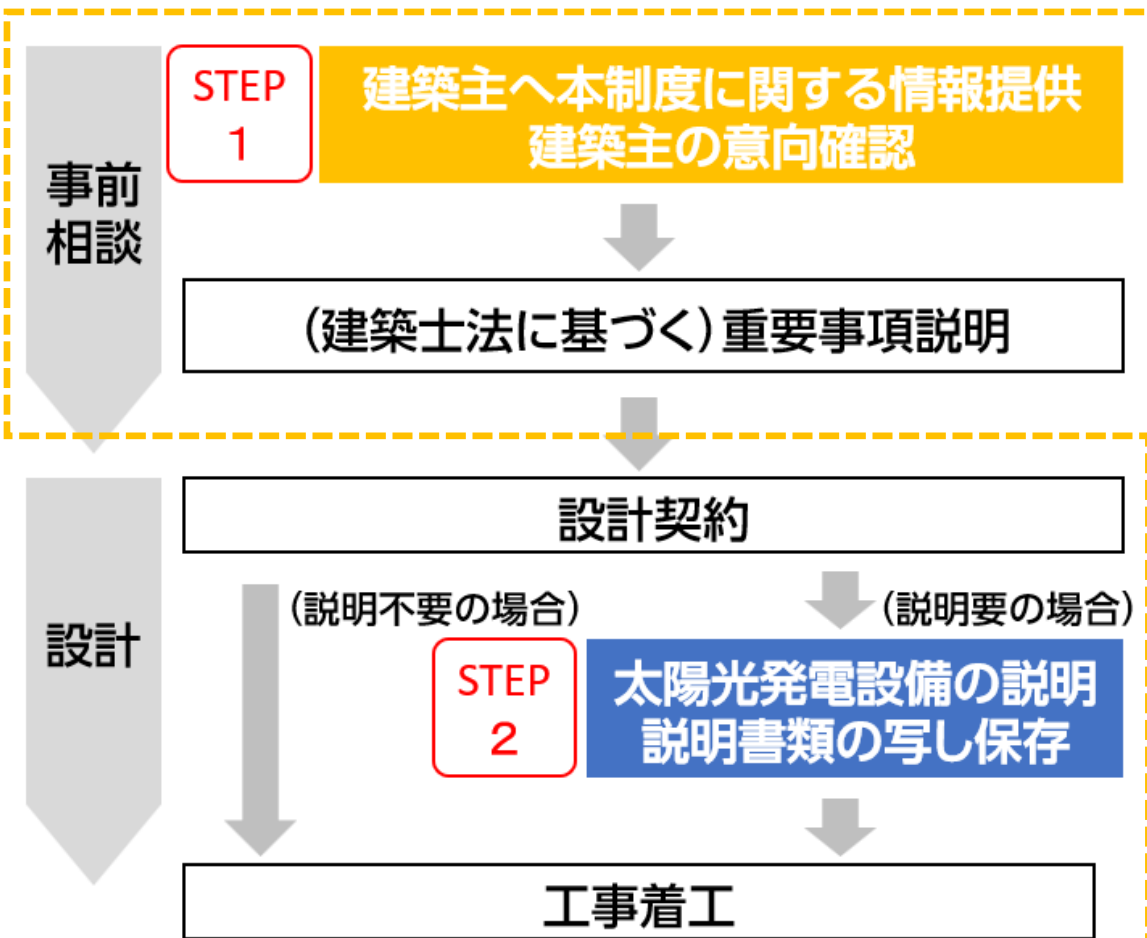
対象となる建築物 (条例で定める)	建築物の用途: 全ての用途 建築物の規模: 10㎡を超える建築物 ※文化財や仮設建築物等を除く
説明者	建築士
説明を受ける者	建築主
説明の時期	事前相談、設計の契約後、工事着工するまで
説明内容	建築主に再エネ設備に関する 説明の要否を確認の上実施 建築物に設置可能な 再エネ設備の種類・容量 (kW等)について書面を交付し、説明

5.建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度

<建築士の説明義務制度>

説明時期や方法は以下の通りになります。



(参考)建築士からの説明の時期と方法のフロー

STEP 1:

市の提供するリーフレット等を用いて太陽光発電設備等に係る情報提供をした上で、建築主に対して次の意向を確認します。

- 太陽光発電設備の説明 (STEP2) の要否
- 太陽光発電設備の設置に関する意向
- 説明の意向確認用書面へ必要事項を記入

建築主の皆様へ

藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度について

建築士から設置することができる太陽光発電設備についてご説明します

なぜ、再生可能エネルギーの導入が必要なの？

近年、地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑等、異常気象による災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。再生可能エネルギーは発電時に、温室効果ガスを発生させないため、地球温暖化防止のために非常に効果的な手段とされています。また、昨今の世界的なエネルギー供給の不安定化を受け、国内で得られるエネルギー自給率を高める手段として注目されているという点からも、再生可能エネルギーの導入が求められています。

藤沢市の再生可能エネルギーの導入促進の方向性

藤沢市の地域特性として、年間を通して日射量が多く、住宅などの建築物が多く立地していることから、再生可能エネルギーの導入においては、建築物の屋根に多くの太陽光発電設備を搭載することが可能という強みを最大限に活用する必要があります。

(参考) 情報提供用のリーフレット

建築物再生可能エネルギー利用促進区域の範囲

藤沢市内全域
(江の島特別景観形成地区を除く)

凡 例

行政区域	
促進区域内	
促進区域外	

江の島特別景観形成地区

記入欄

年 月 日

☐ 説明を希望します

☐ 説明を希望しません

太陽光発電設備の設置
(該当するものに○)

希望	未定
----	----

建築主 氏名(法人の場合は代表者氏名)

建築士の氏名

建築士の資格

建築物の所在地

登録 第 号

※説明を希望しない場合には、以下についてご記入ください。

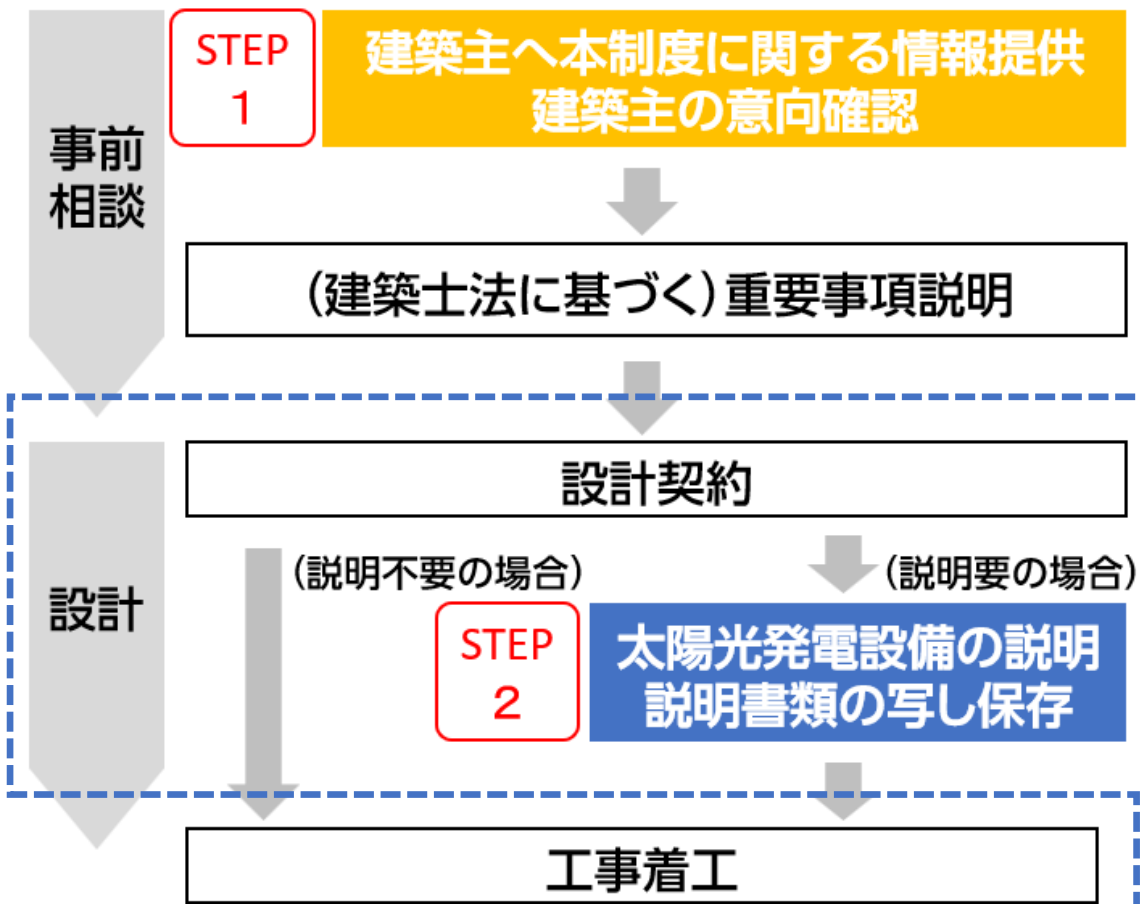
(参考) 建築主の意向確認の書面

5.建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度

<建築士の説明義務制度>

説明時期や方法は以下の通りになります。



(参考)建築士からの説明の時期と方法のフロー

STEP2:

設計に係る建築物へ設置することができる設備の種類や規模(システム容量(kW))について「説明書」を用いて説明します。

(※STEP1で建築主が説明不要の意思表示を行った場合、STEP2は省略されます。)

また、STEP1とSTEP2の説明は、同時に行うことも可能ですが、いずれの場合でも工事着手までに説明を行う必要があります。

(参考)省令で定める事項に基づく説明書
※建築主への説明義務制度に用いる説明書については、国の雛形を参考に作成し市のHPで公開します。

説明書(15年保存) 資料4

再生可能エネルギー利用設備に関する説明書

年 月 日

建築主: _____ 様

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第1項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地: _____

[再生可能エネルギー利用設備に関する事項]

設置することができる設備の種類	設置することができる設備の規模
☐ 太陽光発電設備	_____ [kW](システム容量)
☐ その他: _____	_____ []

☐ 該当無し 理由: _____

※上記は、説明日時点で設置を予定する設備についての情報であり、今後の設計変更等による変更が生じないことを保証するものではありません。

◆ 設置した太陽光発電設備

☐ 設置あり (システム容量 _____ kW) ☐ 設置なし

[建築士に関する事項]

氏名: _____ 登録 第 _____ 号

[建築士事務所に関する事項]

名称: _____ 所在地: _____

区分(一級、二級、未満): _____ 建築士事務所

(備考)

5.建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度

<初期投資回収シミュレーション>

初期投資の回収期間を試算できるExcelツールを国の雛形を参考に作成し、市のHPで公開します。

シミュレーションの例：太陽光発電設置量4.0kWで補助金利用無しの場合、投資回収年は15年目となります。



※投資額関係、便益関係のデフォルト値は、「参考 発電量算定等シート」参照

(参考) 初期投資回収シミュレーション

5.建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度

<建築士による情報提供>

再エネ設備の説明に合わせて、①省エネ住宅の意義・メリット等、②悪徳業者の注意喚起の説明に努めていただくようお願いいたします。

住宅の省エネ性能について①

省エネ住宅とは

住宅の外壁や窓、屋根、床下などの断熱の性能を大幅に高めた上で、省エネ機器(空調、照明など)を導入して、室内環境の質を維持しつつエネルギーの消費を抑えることができる住宅のことです。暑さや寒さをガマンして省エネを行うのではなく、快適に暮らしながら省エネを実現することができます。



図 省エネ性能に関する2つの基準

省エネ住宅のメリット

経済的にお得

住宅の断熱の性能を上げた上で、省エネ性能の高い高効率な空調設備(暖房・冷房)等を導入することで、暖冷房費を大幅に軽減することができます。

また、省エネ性能の高い換気システムや高効率給湯設備、LED照明などを導入することにより、省エネで、経済的な暮らしが実現できます。

表 年間の光熱水費の比較

	これまでの住宅	今の省エネ住宅 (H28年省エネ基準)	ZEH水準の省エネ住宅
温暖地(東京等)	¥283,325	¥222,317	¥159,362
		差額 ¥61,008	差額 ¥62,955

※各シミュレーション用に試算したもので、実際の光熱費を軽減するものではありません。
出典「快適・安心な暮らし なるほど省エネ住宅」(発行：(一社)住宅生産団体連合会)

健康で快適な暮らしの実現

断熱の性能が高くなると冬は家中が暖かく、厚着をしなくても快適に過ごせるようになります。また、夏は日射熱の侵入を抑えることで涼しく快適な暮らしが実現できます。

- 夏は涼しく、冬は暖かい
室温が18℃以上の住宅に住む人と12～18℃の住宅に住む人では、心電図の異常所見のある人が約1.8倍に。
- 喘息などになりにくい
床下換気室が16.1℃未満の住宅では16.1℃以上の住宅に比べて喘息の子供が約2倍に。
- 入浴事故リスク低減
浴間や脱衣所の室温が18℃未満の住宅では、入浴事故リスクが約1.6倍に。

省エネと再エネを一体的に説明することで、建築主が建物の環境性能及び温室効果ガスの排出量削減への理解が深まり、建物への設備導入を総合的に検討ができると考えています。省エネに関する説明内容は、省エネ住宅の意義とメリット、今後の基準の変更概要です。

太陽光発電設備を購入するなら…

事前の準備・調査を！

藤沢市では、太陽光パネル設置は任意であり、強制ではありません。

太陽光発電設備に関するトラブル

太陽光発電設備の普及に伴い、販売や施工などに関するトラブルが問題になっています。具体的な事例では、販売に関するものは、行政を利用した不正な説明、過剰なセールストークや契約を急がす、などがあります。施工に関するものは、太陽光パネル設置後に屋根から雨漏れが発生するなどがあります。このようなトラブルを防ぐために太陽光発電設備に関する情報やトラブル防止の対策などの知識を持つことが大切です。



トラブルを防ぐためには

● 家を建てた住宅メーカーや工務店に相談！

太陽光発電システムを建物の屋根等に設置する場合、施工不良による雨漏れや建物の強度不足などが懸念されます。太陽光発電システムの契約を進める前に家を建てた住宅メーカーや工務店に事前に相談しましょう。

● 見積は複数の取扱業者で比較！

太陽光発電システムの内容、施工方法や価格等の妥当性を確認することが大切です。販売業者1社から話を聞くのではなく、複数の業者から見積を取り、比較検討しましょう。



トラブルが起きたら

太陽光発電設備の契約・施工に関するトラブルへの対応や相談のため、様々な機関があります。困ったことがあれば、随時相談してください。

(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいのダイヤル TEL:0570-016-070
<国交大臣指定の相談窓口>

消費者ホットライン TEL:188(局番なし)
※お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

(独)国民生活センター(クーリングオフ)
<http://www.kokusen.go.jp/soudan.now/data/coolingoff.html>



太陽光発電設備の販売や施工に関するトラブルが発生しており、トラブルの概要、トラブル防止と対処方法を記載した注意喚起の資料です。

5.建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度

<説明義務制度のアンケートについて>

リーフレット等の活用状況や太陽光発電設備設置促進状況の把握を目的として一定期間が経過した段階で**設計者に向けたアンケートを実施**する予定ですのでご協力をお願いいたします。
詳細が確定後HP等で周知させていただきます。

(参考)検討中のアンケート項目

アンケート項目 (例)	設計受託件数
	説明を行った件数
	設置した太陽光設備の件数、容量
	リーフレットの内容について

など

6.補助金とリサイクル

6. 補助金とリサイクル

(参考) 太陽光発電設備の補助制度

<太陽光発電設備の補助制度>

戸建て住宅では、**太陽光パネルの設置に加え**、高断熱で**省エネ性能の高い住宅**（ZEH[ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス]）とした場合、**国等の補助を活用することが可能**です。

補助制度は「国」「県」「市」がそれぞれ設けているため、最新の情報、詳細につきましては、ホームページをご確認ください。

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) にすると・・・

～補助制度～

国の補助金を併用した場合の例



藤沢市
28万円

+

国



55万円

=

83万円

※4kW 設置を想定

～メリット～

断熱性能の向上



エネルギーを
極力必要としない
(夏は涼しく、冬は暖かい住宅)

+

高効率な
設備・システムの導入



エネルギーを上手に使う

+

再エネの導入



エネルギーを創る

=

メリット

快適性アップ

光熱費削減

CO2削減

※出典：2024年の経済産業省と環境省のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスZEH補助金について（パンフレット）より

26

6. 補助金とリサイクル

(参考) 太陽光発電設備の補助制度

<令和7年度の藤沢市の補助制度>

	自己所有		第三者所有 (PPA/リース)		主要な補助要件	
	FIT接続 ※1	自家消費 (FIT接続不可)	FIT接続 ※1	自家消費 (FIT接続不可)		
住宅用	1kW当たり1.5万円 (上限5万円)	1kW当たり7万円※2	×	1kW当たり7万円 ※2 (事業者への補助となります)	新規設置 であること (買替対象外)	最大出力合計0.07kW 以上 10kW 未満であること
事業者用	補助対象経費の4分の1 (上限100万円)	1kW当たり5万円	×	1kW当たり5万円 (事業者への補助となります)		最大出力合計10kW 以上 であること

※1 FIT とは国の固定価格買取制度のことで、再エネ設備を用いて発電された電気を国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取る制度です。

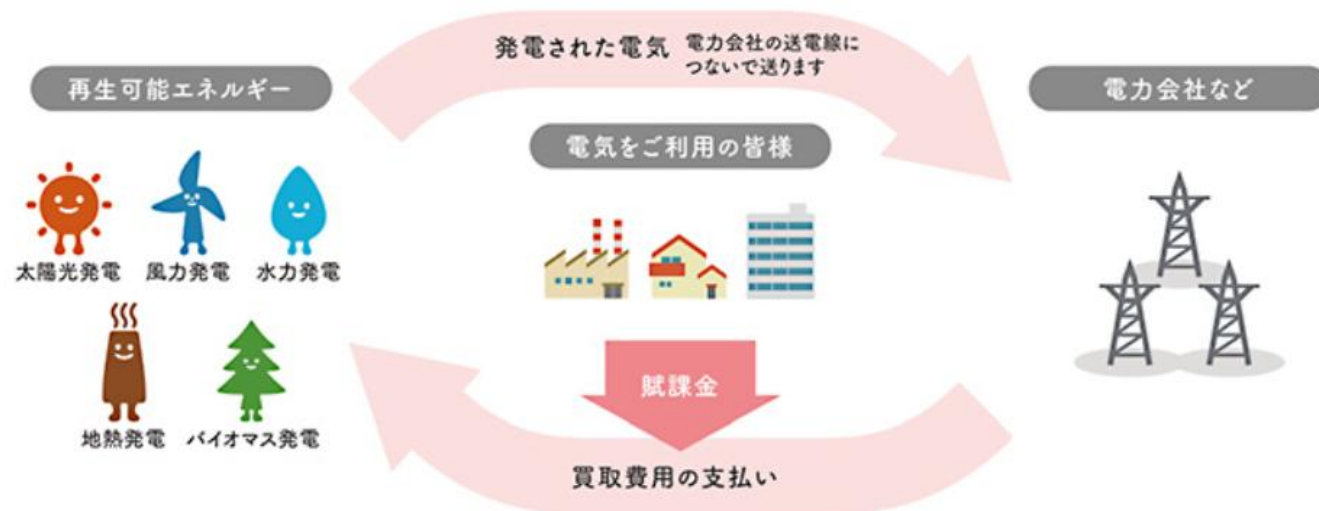
※2 蓄電池、HEMS と合わせた3 点セット同時設置が条件です。

詳しくはHPをご確認お願いいたします。

6. 補助金とリサイクル

固定価格買取制度（FIT制度）の仕組みについて

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。



対象となる再生可能エネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合やビル・工場の屋根に載せるような10～50kWの太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。

※出典：資源エネルギー庁HP

6. 補助金とリサイクル

(参考) リサイクルについて

<リサイクルについて>

現行法では、廃棄する太陽光パネルに対してリサイクルは義務付けられておらず、廃棄物処理法に則って、適正処理されることになっている。

リサイクル費用（解体撤去、収集運搬を除く。）の水準はパネル1枚（250W）あたり8,000 円～12,000 円程度必要とされております。

今後の排出量の増加に伴い稼働率が上がることでリサイクル費用の低減が見込まれますが、リサイクル技術の開発を進めていくとともに、費用効率的なリサイクル技術の実装や、再生材の利用拡大により、社会全体のリサイクルコストを下げていくことが必要です。

<国による技術開発>

NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術開発総合機構）では2014年度より太陽光パネルの高度なリサイクル技術に関する技術開発を実施しており、2024年度分解処理コスト約3,000円/kW以下、資源回収率80%以上の分離技術であることを目指したマテリアルリサイクル技術開発（※2）を実施しています。

（※1）分解処理コスト＝（処理費用（設備費、光熱水費、人件費など）－ 有価物売却益）÷ 想定処理量
相当量の太陽光パネルを処理し、回収した資源が売却できるといった一定の条件下。

（※2）具体的には、太陽光パネルを剥離（加熱＋パネルセパレーター）、低温熱分解処理により部材毎（ガラス、封止材、セルシート、バックシート）に効率的に分解する技術開発に取り組んでいる。

※出典：・太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第3版）
・太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について（案）参考資料

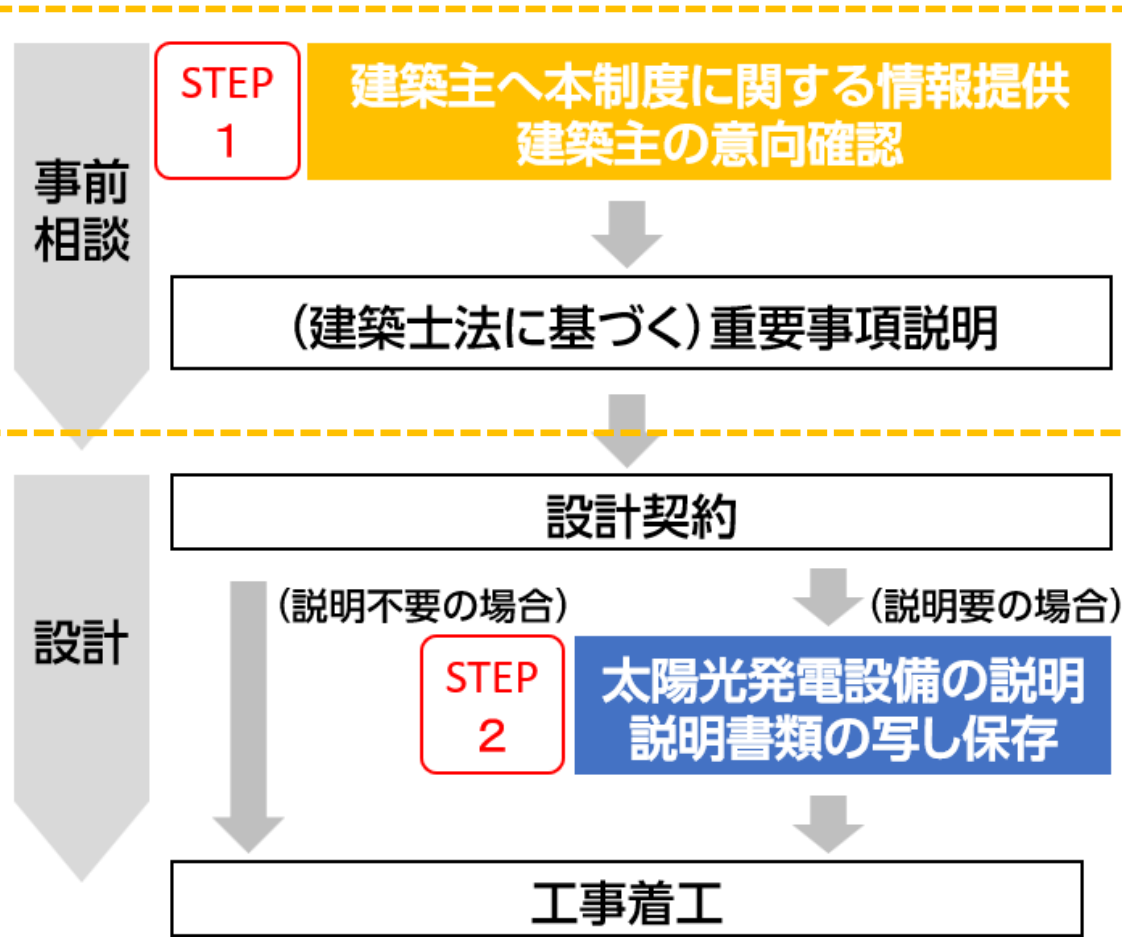
7.リーフレット等の説明

5.建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度

<建築士の説明義務制度>

説明時期や方法は以下の通りになります。



(参考)建築士からの説明の時期と方法のフロー

STEP 1:

市の提供するリーフレット等を用いて太陽光発電設備等に係る情報提供をした上で、建築主に対して次の意向を確認します。

- 太陽光発電設備の説明 (STEP2) の要否
- 太陽光発電設備の設置に関する意向
- 説明の意向確認用書面へ必要事項を記入

建築主の皆様へ

藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務制度について

建築主から設置することができる太陽光発電設備についてご説明します

なぜ、再生可能エネルギーの導入が必要なの？

近年、地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑等、異常気象による災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。再生可能エネルギーは発電時に、温室効果ガスを発生させないため、地球温暖化防止のために非常に効果的な手段とされています。また、昨今の世界的なエネルギー供給の不安定化を受け、国内で得られるエネルギー自給率を高める手段として注目されているという点からも、再生可能エネルギーの導入が求められています。

藤沢市の再生可能エネルギーの導入促進の方向性

藤沢市の地域特性として、年間を通して日射量が多く、住宅などの建築物が多く立地していることから、再生可能エネルギーの導入においては、建築物の屋根に多くの太陽光発電設備を搭載することが可能という強みを最大限に活用する必要があります。

(参考) 情報提供用のリーフレット

建築物再生可能エネルギー利用促進区域の範囲

藤沢市内全域
(江の島特別景観形成地区を除く)

凡 例

行政区域	
促進区域内	
促進区域外	

江の島特別景観形成地区

記入欄

年 月 日

☐ 説明を希望します

☐ 説明を希望しません

太陽光発電設備の設置 (該当するものに○)

希望	未定
----	----

建築主 氏名(法人の場合は代表者氏名)

建築士の氏名

建築士の資格

建築物の所在地

登録 第 号

※説明を希望しない場合には、以下についてご記入ください。

(参考) 建築主の意向確認の書面



説明用書面(15年保存) 資料4
(参考資料)

再生可能エネルギー利用設備に関する説明書

年 月 日

建築主: _____ 様

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第1項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地: _____

[再生可能エネルギー利用設備に関する事項]

設置することができる設備の種類	設置することができる設備の規模
☐ 太陽光発電設備	_____ [kW] (システム容量)
☐ その他: _____	_____ []

☐ 該当無し 理由: _____

※上記は、説明日時時点で設置を予定する設備についての情報であり、今後の設計変更等による変更が生じないことを保証するものではありません。

◆ 設置した太陽光発電設備

☐ 設置あり (システム容量 _____ kW) ☐ 設置なし

[建築士に関する事項]

氏名: _____
資格: _____ 建築士 _____ 登録 第 _____ 号

[建築士事務所に関する事項]

名称: _____ 所在地: _____
区分(一級、二級、本造): _____ 建築士事務所

(備考)

STEP2:
設計に係る建築物へ設置することができる設備の種類や規模(システム容量(kW))について「説明書」を用いて説明します。

(※STEP1で建築主が説明不要の意思表示を行った場合、STEP2は省略されます。)

また、STEP1とSTEP2の説明は、同時に行うことも可能ですが、いずれの場合でも工事着手までに説明を行う必要があります。

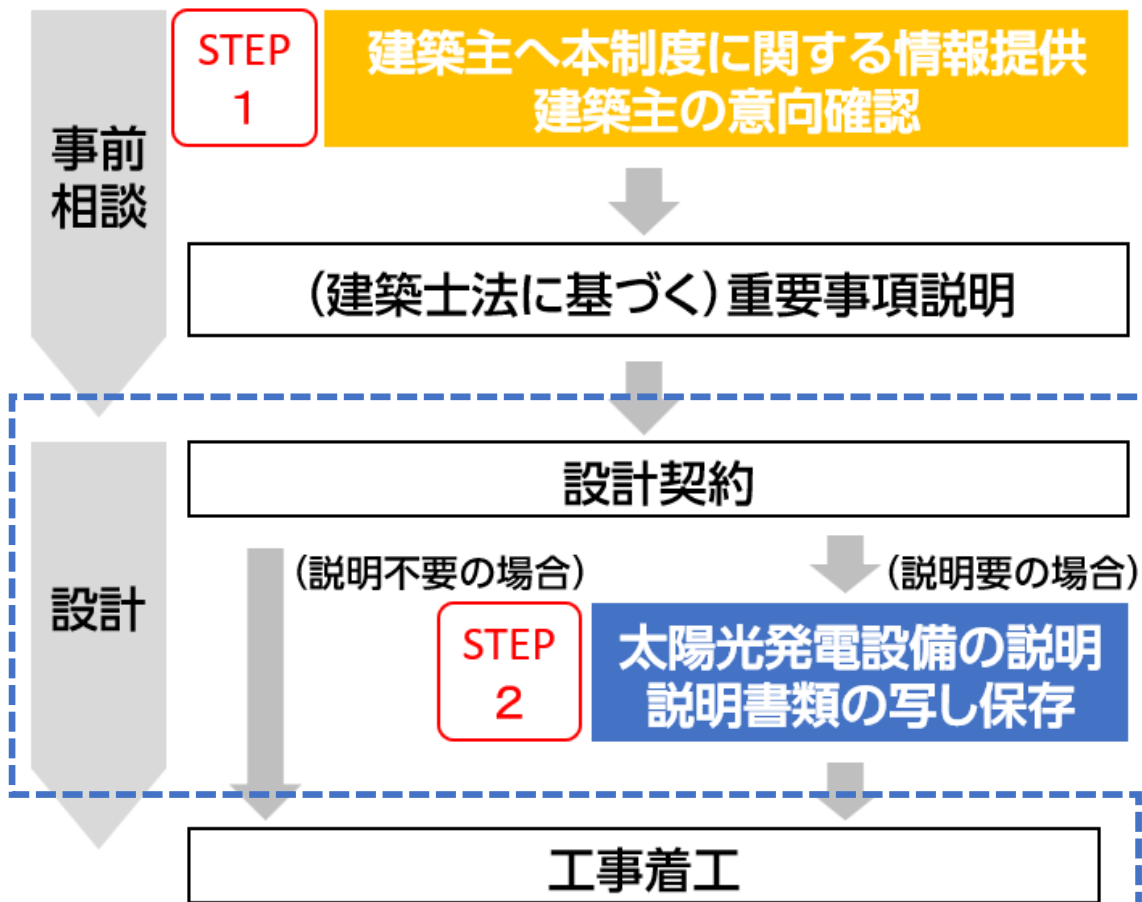
(参考) 省令で定める事項に基づく説明書
※建築主への説明義務制度に用いる説明書については、国の雛形を参考に作成し市のHPで公開します。

5. 建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度

<建築士の説明義務制度>

説明時期や方法は以下の通りになります。



(参考) 建築士からの説明の時期と方法のフロー

5.建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度

<建築士による情報提供>

再エネ設備の説明に合わせて、①省エネ住宅の意義・メリット等の説明、②悪徳業者の注意喚起をしていただきたいので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

住宅の省エネ性能について①

省エネ住宅とは
住宅の外壁や窓、屋根、床下などの断熱の性能を大幅に高めた上で、省エネ機器(空調、照明など)を導入して、室内環境の質を維持しつつエネルギーの消費を抑えることのできる住宅のことです。暑さや寒さをガマンして省エネを行うのではなく、快適に暮らしながら省エネを実現することができます。



図 省エネ性能に関する2つの基準

省エネ住宅のメリット

経済的にお得
住宅の断熱の性能を上げた上で、省エネ性能の高い高効率な空調設備(暖房・冷房)等を導入することで、暖冷房費を大幅に軽減することができます。また、省エネ性能の高い換気システムや高効率給湯設備、LED照明などを導入することにより、省エネで、経済的な暮らしが実現できます。

表 年間の光熱水費の比較 ※太陽光発電による売電は含みません。

	これまでの住宅	今の省エネ住宅(H28年省エネ基準)	ZEH水準の省エネ住宅
温暖地(東京等)	¥283,325	¥222,317	¥159,362
		差額 ¥61,008	差額 ¥62,955

※各シミュレーション用に試算したもので、実際の光熱費を軽減するものではありません。出所「快適・安心な暮らし なるほど省エネ住宅」(発行：(一社)住宅生産団体の協賛)

健康で快適な暮らしの実現

断熱の性能が高くなると冬は家中が暖かく、厚着をしなくても快適に過ごせるようになります。また、夏は日射熱の侵入を抑えることで涼しく快適な暮らしが実現できます。加えて、住宅内にあることができるため、心筋梗塞などによる事故等のリスクを抑止する効果も

- 夏は涼しく、冬は暖かい
室温が18℃以上の住宅に住む人と12～18℃の住宅に住む人では、心電図の異常所見のある人が約1.8倍に。
- 喘息などになりにくい
床下換気室が16.1℃未満の住宅では16.1℃以上の住宅に比べて喘息の子供が約2倍に。
- 入浴事故リスク低減
浴間や脱衣所の室温が18℃未満の住宅では、入浴事故リスクが約1.6倍に。

省エネと再エネを一体的に説明することで、建築主が建物の環境性能及び温室効果ガスの排出量削減への理解が深まり、建物への設備導入を総合的に検討ができると考えています。省エネに関する説明内容は、省エネ住宅の意義とメリット、今後の基準の変更概要を予定しています。

説明箇所



太陽光発電設備を購入するなら… 事前の準備・調査を！

藤沢市では、太陽光パネル設置は任意であり、強制ではありません。

太陽光発電設備に関するトラブル

太陽光発電設備の普及に伴い、販売や施工などに関するトラブルが問題になっています。具体的な事例では、販売に関するものは、行政を利用した不正確な説明、過剰なセールストークや契約を急がす、などがあります。施工に関するものは、太陽光パネル設置後に屋根から雨漏れが発生するなどがあります。このようなトラブルを防ぐために太陽光発電設備に関する情報やトラブル防止の対策などの知識を持つことが大切です。

太陽光発電なら、電気代もゼロです！
本日ご契約いただければ、特別価格で提供しますよ！

とても魅力的な話！
もう契約しようかな…

契約、太陽光パネル設置後…

屋根から雨漏れが！
誰かに相談しておけば…

トラブルを防ぐためには

- 家を建てた住宅メーカーや工務店に相談！
太陽光発電システムを建物の屋根等に設置する場合、施工不良による雨漏れや建物の強度不足などが懸念されます。太陽光発電システムの契約を進める前に家を建てた住宅メーカーや工務店に事前に相談しましょう。
- 見積は複数の取扱業者で比較！
太陽光発電システムの内容、施工方法や価格等の妥当性を確認することが大切です。販売業者1社から話を聞くのではなく、複数の業者から見積を取り、比較検討しましょう。

トラブルが起きたら

太陽光発電設備の契約・施工に関するトラブルへの対応や相談のため、様々な機関があります。困ったことがあれば、随時相談してください。

(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいのダイヤル
＜国交大臣指定の相談窓口＞ TEL:0570-0-12345

消費者ホットライン
※お近くの消費生活相談窓口をご案内します。 TEL:188(局番)

(独)国民生活センター(クーリングオフ)
http://www.kokusen.go.jp/soudan.now/data/coolingoff.html

太陽光発電設備の販売や施工に関するトラブルが発生しており、トラブルの概要、トラブル防止と対処方法を記載した注意喚起の資料を添付する予定です。

説明箇所





5. 建築士の説明義務制度

藤沢市における建築士の説明義務制度

<初期投資回収シミュレーション>

初期投資の回収期間を試算できるExcelツールを国の雛形を参考に作成し、市のHPで公開します。

シミュレーションの例：太陽光発電設置量4.0kWで補助金利用無しの場合、投資回収年は15年目となります。

太陽光発電設備の設置に係る初期投資の回収期間 試算ツール

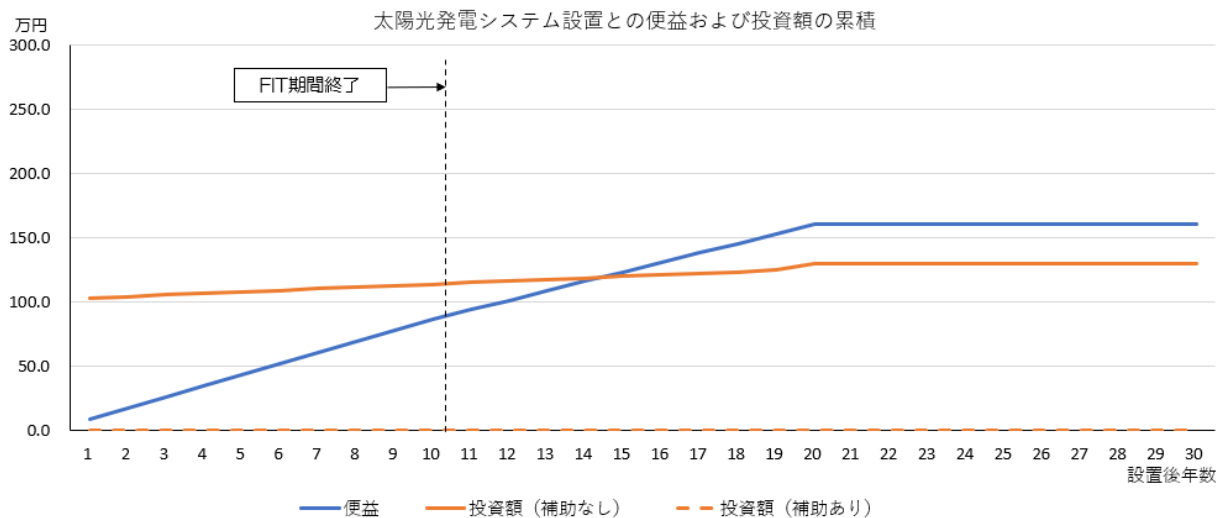
1. 入力項目

項目		数量	入力セル	※サンプルの数値等が入力されています。内容を変更して活用下さい。
太陽光発電システム関係	設置容量	4.0 kW	仮定の値を入力	
	発電量	4,402 kWh	「参考 発電量算定等シート」の【発電量等の入力値の算定】①の値を入力	
	内、自家消費量	1,702 kWh	同上	
	売電量	2,700 kWh	同上	
	耐用年数	20 年	仮定の値を入力（実際にはメーカーの保証期間等に基づき入力）	
投資額関係	パネル	10 年	同上	
	パワコン	10 年	同上	
	投資額	102.0 万円/一式	「資料1」の「システム費用」（25.5万円/kW）に設置容量を乗じた値を入力	
	維持費用	1.20 万円/年	「資料1」の「運転維持費」（0.3万円/kW）に設置容量を乗じた値を入力	
	パワコン更新費用	0.0 万円/台	「パワコン更新費用」を「維持費用」に含めたため、「0」を入力。	
補助金等	廃棄費用	4.0 万円/一式	「資料1」に記載の廃棄費用（1万円/kW）に設置容量を乗じた値を入力	
	設置時	0.0 万円/式	補助金を活用しない場合の試算例としたため、「0」を入力	
	パワコン更新時	0.0 万円/台	同上	
便益関係	自家消費による電力購入費用削減分	27.31 円/kWh	「参考 発電量算定等シート」の【参考：電力単価】①「資料1」に掲載された値を入力	
	売電分	15.00 円/kWh	「資料1」の「FIT調達価格（2025年度）」を入力	
	FIT終了後	10.00 円/kWh	「資料1」の「調達価格の終了後の売電価格（2025年度）」を入力	
	自家消費による電力購入費用削減額	4.65 万円/年	自動入力	
	売電額	4.05 万円/年	自動入力	
FIT終了後	FIT期間中	2.70 万円/年	自動入力	
	FIT終了後	2.70 万円/年	自動入力	

※投資額関係、便益関係のデフォルト値は、「参考 発電量算定等シート」参照

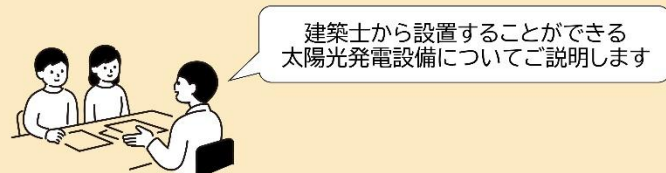
2. 評価

評価項目		評価		評価時メモ
発電状況	設備利用率	12.6	%	自動入力
	余剰売電比率	61.3	%	自動入力
パネル耐用期間中収支	耐用年数	20	年	自動入力
	便益計	160.5	万円	自動入力
	投資額計（補助金なし）	130.0	万円	自動入力
	投資額計（補助金あり）	-	万円	自動入力
投資回収年	補助金なし（補助金考慮しない）	15	年目	自動入力
	補助金あり（設置時及びパワコン更新時）	-	年目	自動入力



(参考) 初期投資回収シミュレーション

藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進区域 における説明義務制度について



なぜ、再生可能エネルギーの導入が必要なの？

近年、地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑等、異常気象による災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。再生可能エネルギーは発電時に、温室効果ガスを発生させないことから、地球温暖化防止のための非常に効果的な手段とされています。また、昨今の世界的なエネルギー供給の不安定化を受け、国内で得られるエネルギー自給率を高める手段として注目されているという点からも、再生可能エネルギーの導入が求められています。

藤沢市の再生可能エネルギーの導入促進の方向性

藤沢市の地域特性として、年間を通して日射量が多く、住宅などの建築物が多く立地していることから、再生可能エネルギーの導入においては、建築物の屋根に多くの太陽光発電設備を積載することが可能という強みを最大限に活用する必要があります。

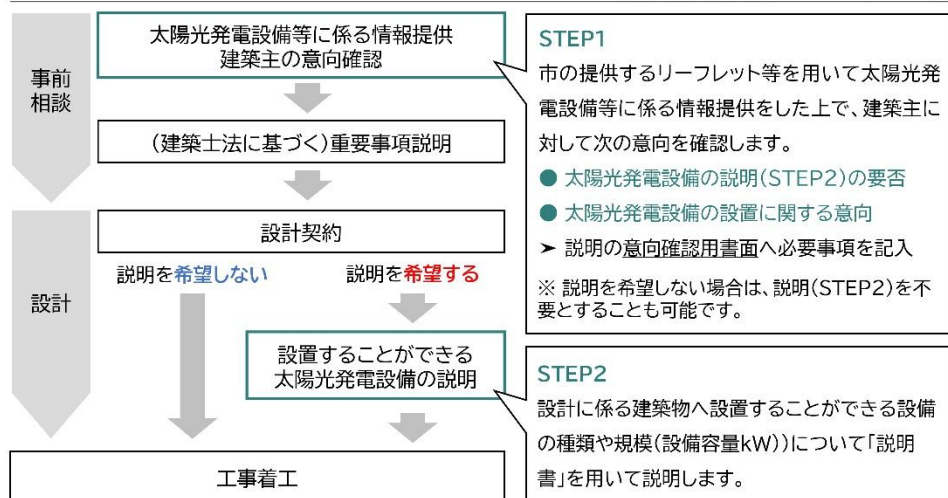
藤沢市の温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度における温室効果ガスの排出量を2013年度比で**46%**削減



建築士から建築主への説明の進め方

※ ここで示す「説明の進め方」は参考であり、他の「説明の進め方」を妨げるものではありません。



お手元の資料のうち、左の表紙で、
右上に「資料1」と記載がある資料を
ご覧ください。
この資料のページ数は8ページです。

省エネ住宅とは

住宅の外壁や窓、屋根、床下などの断熱の性能を大幅に高めた上で、省エネ機器（空調、照明など）を導入して、室内環境の質を維持しつつエネルギーの消費量を抑えることのできる住宅のことです。暑さや寒さをガマンして省エネを行うのではなく、快適に暮らしながら省エネを実現することができます。

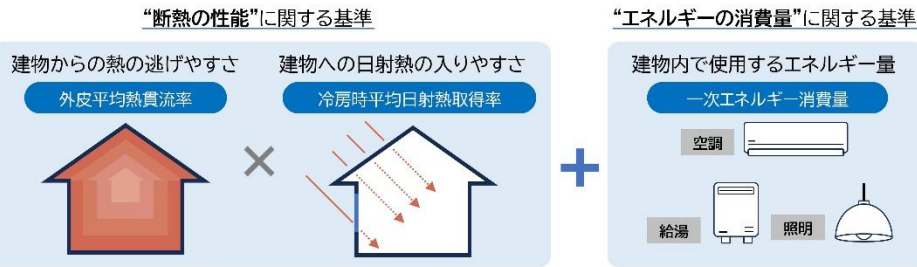


図 省エネ性能に関する2つの基準

省エネ住宅のメリット

経済的にお得

住宅の断熱の性能を上げた上で、省エネ性能の高い高効率な空調設備（暖房・冷房）等を導入することで、暖冷房費を大幅に軽減することができます。

また、省エネ性能の高い換気システムや高効率給湯設備、LED照明などを導入することにより、省エネで経済的な暮らしが実現できます。

表 年間の光熱水費の比較 ※太陽光発電による売電は含みません。

	これまでの住宅	今の省エネ住宅 (H28年省エネ基準)	ZEH水準の省エネ住宅
温暖地(東京等)	¥283,325	¥222,317	¥159,362
		差額 ¥61,008	差額 ¥62,955

※ 各シミュレーション用に試算したもので、実際の光熱費を保証するものではありません。
出展)「快適・安心なすまい なるほど省エネ住宅」(発行:(一社)住宅生産団体連合会)

健康で快適な暮らしの実現

断熱の性能が高くなると冬は家中が暖かく、厚着をしなくても快適に過ごせるようになります。また、夏は日射熱の侵入を抑えることで涼しく快適な暮らしが実現できます。加えて、住宅内の寒暖差を抑えることができるため、心筋梗塞などヒートショックによる事故等のリスクを抑止する効果も期待できます。

- 夏は涼しく、冬は暖かい
室温が18℃以上の住宅に住む人と12～18℃の住宅に住む人では、心電図の異常所見のある人が約1.8倍に。
- 喘息などになりにくい
床近傍室温が16.1℃未満の住宅では16.1℃以上の住宅に比べて喘息の子供が約2倍に。
- 入浴事故リスク低減
居間や脱衣所の室温が18℃未満の住宅では、入浴事故リスクが約1.6倍に。



お手元の資料のうち、左の表紙で、右上に「資料2」と記載がある資料をご覧ください。
この資料のページ数は2ページです。

太陽光発電設備のご説明について



制度の概要

- ▶ この制度は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく説明となります。
- ▶ 藤沢市の「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」内で、設計委託を受けた「建築士」は「建築主」に対して設置することができる太陽光発電設備について、書面を交付して説明することが義務付けられています。

※ 建築主が説明を要しない旨の意思表示をした場合、建築士から詳細の説明は行われません。

説明対象 新築、増築又は改築に係る部分の床面積が10㎡を超える建築物

説明内容 ① 設備の種類(太陽光発電設備)
② 設備の規模(太陽光発電設備のシステム容量(単位:キロワット))
※このほか、設備に関する関連情報についても説明を推奨しています

▶ 「建築主」は、太陽光発電設備の設置に努めることとされています。

建築物再生可能エネルギー利用促進区域の範囲

藤沢市内全域
(江の島特別景観形成地区を除く)

凡 例

行政区域	
促進区域内	■
促進区域外	■



江の島特別景観形成地区

記入欄

____年__月__日

☐ 説明を希望します	太陽光発電設備の設置 (該当するものに○)		建築主 氏名(法人の場合は代表者氏名)
	希望	未定	
☐ 説明を希望しません			

※説明を希望しない場合には、以下についてご記入ください。

建築士の氏名 _____
 建築士の資格 建築士 _____ 登録 第 _____ 号
 建築物の所在地 _____

～資料3:建築主の意向確認書面～

お手元の資料のうち、左の表紙で、
右上に「資料3」と記載がある資料を
ご覧ください。
この資料のページ数は1ページです。

再生可能エネルギー利用設備に関する説明書

年 月 日

建築主 _____ 様

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第63条第1項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【建築物に関する事項】

所在地: _____

【再生可能エネルギー利用設備に関する事項】

設置することができる設備の種類	設置することができる設備の規模
☐ 太陽光発電設備	_____ [kW](システム容量)
☐ その他: _____	_____ [_____]

☐ 該当無し 理由: _____

※上記は、説明日時点で設置を予定する設備についての情報であり、今後の設計変更等による変更が生じないことを保証するものではありません。

◆ 設置した太陽光発電設備

☐ 設置あり (システム容量 _____ kW) ☐ 設置なし

【建築士に関する事項】

氏名: _____
資格: _____ 建築士 _____ 登録 第 _____ 号

【建築士事務所に関する事項】

名称: _____ 所在地: _____
区分(一級、二級、木造): _____ 建築士事務所

(備考)

～資料4:再エネ利用設備に関する説明書～

お手元の資料のうち、左の表紙で、
右上に「資料4」と記載がある資料を
ご覧ください。
この資料のページ数は1ページです。

藤沢市では、太陽光パネル設置は**任意**であり、**強制ではありません。**

太陽光発電設備に関するトラブル

太陽光発電設備の普及に伴い、販売や施工などに関するトラブルが問題になっています。

具体的な事例では、販売に関するものは、行政を利用した不正確な説明、過剰なセールストークや契約を急かす、などがあります。

施工に関するものは、太陽光パネル設置後に屋根から雨漏れが発生するなどがあります。

これらのようなトラブルを防ぐために太陽光発電設備に関する情報やトラブル防止の対策などの知識を持つことが大切です。



トラブルを防ぐためには

●家を建てた住宅メーカーや工務店に相談！

太陽光発電システムを建物の屋根等に設置する場合、施工不良による雨漏れや建物の強度不足などが懸念されます。太陽光発電システムの契約を進める前に家を建てた住宅メーカーや工務店に事前に相談しましょう。



●見積は複数の取扱業者で比較！

太陽光発電システムの内容、施工方法や価格等の妥当性を確認することが大切です。販売業者1社から話を聞くのではなく、複数の業者から見積を取り、比較検討しましょう。



トラブルが起きたら

太陽光発電設備の契約・施工に関するトラブルへの対応や相談のため、様々な機関があります。困ったことがあれば、随時相談してください。



(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいのダイヤル
＜国交大臣指定の相談窓口＞ TEL:0570-016-070

消費者ホットライン
※お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

TEL:188(局番なし)

(独)国民生活センター(クーリングオフ)
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html



お手元の資料のうち、左の表紙で、
右上に「資料5」と記載がある資料を
ご覧ください。
この資料のページ数は1ページです。

～投資回収シミュレーションの計算ツール～

太陽光発電設備の設置に係る初期投資の回収期間 試算ツール

1. 入力項目

入力セル

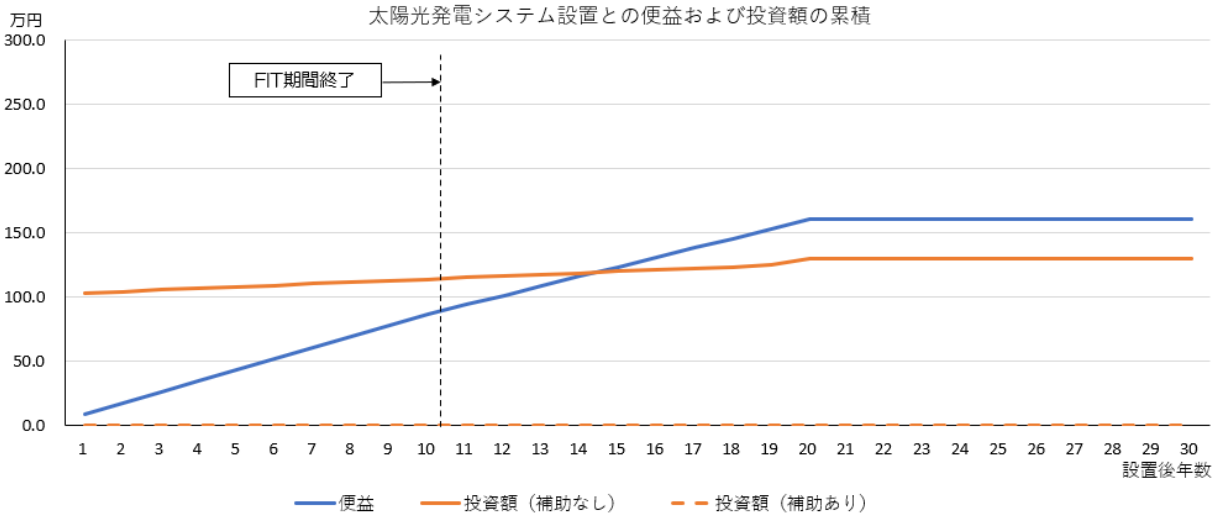
※サンプルの数値等が入力されています。内容を変更して活用下さい。

項目		数量		入力時メモ（※例として、サンプルの数値等の根拠を記載しています）	
太陽光発電システム関係	設置容量	4.0	kW	仮定の値を入力	
	発電量	発電総量	4,402	kWh	「参考 発電量算定等シート」の【発電量等の入力値の算定】①の値を入力
		内、自家消費量	1,702	kWh	同上
		売電量	2,700	kWh	同上
	耐用年数	パネル	20	年	仮定の値を入力（実際にはメーカーの保証期間等に基づき入力）
		パワーコン	10	年	同上
投資額関係	投資額	初期費用	102.0	万円/一式	「資料1」の「システム費用」（25.5万円/kW）に設置容量を乗じた値を入力
		維持費用	1.20	万円/年	「資料1」の「運転維持費」（0.3万円/kW）に設置容量を乗じた値を入力
		パワーコン更新費用	0.0	万円/台	「パワーコン更新費用」を「維持費用」に含めたため、「0」を入力。
		廃棄費用	4.0	万円/一式	「資料1」に記載の廃棄費用（1万円/kW）に設置容量を乗じた値を入力
	補助金等	設置時	0.0	万円/式	補助金を活用しない場合の試算例としたため、「0」を入力
		パワーコン更新時	0.0	万円/台	同上
便益関係	自家消費による電力購入費用削減分	27.31	円/kWh	「参考 発電量算定等シート」の【参考：電力単価】①「資料1」に記載された値を入力	
	売電分	FIT期間中	15.00	円/kWh	「資料1」の「FIT調達価格（2025年度）」を入力
		FIT終了後	10.00	円/kWh	「資料1」の「調達価格の終了後の売電価格（2025年度）」を入力
	自家消費による電力購入費用削減額	4.65	万円/年	自動入力	
	売電額	FIT期間中	4.05	万円/年	自動入力
		FIT終了後	2.70	万円/年	自動入力

※投資額関係、便益関係のデフォルト値は、「参考 発電量算定等シート」参照

2. 評価

評価項目		評価		評価時メモ
発電状況	設備利用率	12.6	%	自動入力
	余剰売電比率	61.3	%	自動入力
パネル耐用期間中収支	耐用年数	20	年	自動入力
	便益計	160.5	万円	自動入力
	投資額計（補助金なし）	130.0	万円	自動入力
	投資額計（補助金あり）	—	万円	自動入力
投資回収年	補助金なし（補助金考慮しない）	15	年目	自動入力
	補助金あり（設置時及びパワーコン更新時）	—	年目	自動入力



実際に計算ツールを使って、シミュレーションを行います。

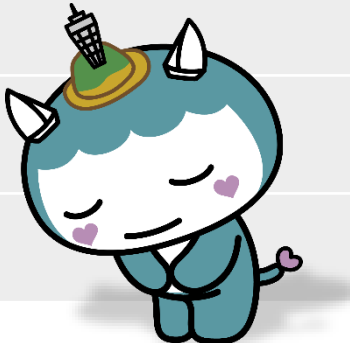
最後に

藤沢市における建築士の義務・お願い事項について

建築物の設計委託契約上の設計開始日が令和7年4月1日以降の計画が対象となります。

建築士の義務・お願い事項の内容

改正建築物省エネ法に 基づく義務	再エネ設備（太陽光設備）に係る説明 説明書類の保管 （説明要の場合） 再エネ設備に係る説明書 （説明不要の場合） 説明の意向確認書面 ※説明要でも保管をお願いします。
藤沢市からの お願い事項	省エネ住宅の意義・メリット等の説明 悪徳業者の注意喚起 一定期間経過後のアンケート



ご静聴ありがとうございました

お問い合わせ：藤沢市 計画建築部 建築指導課

TEL : 0466-50-3539

mail : fj-kentiku@city.fujisawa.lg.jp

